

令和元年第2回定例会(令和元年6月21日)

厚生環境教育委員会委員長 (山本 一成 委員長)

去る6月13日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました『議第40号 令和元年度 別府市一般会計 補正予算(第1号)』関係部分、ほか6件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

はじめに、『議第40号 令和元年度 別府市一般会計 補正予算(第1号)』関係部分についてであります。

福祉政策課関係では、支援ニーズに沿った福祉サービス事業のあり方を検討するため、委員等謝礼金や委員会運営支援業務委託料等を計上しているとの説明がなされました。

委員から、委員会の役割について質疑がなされ、

当局から、およそ160ある事業から10事業程度を抽出し、事業の見直しをするための協議を行うものであるとの説明がなされました。

子育て支援課関係では、放課後児童クラブにおける子どもの安全確保や支援員等の事務負担軽減に要する経費を助成する補助金を計上、その財源として、国庫補助金を計上しているとの説明がなされました。

健康づくり推進課関係では、法令の改正により、接種率向上のため、高齢者肺炎球菌感染症の定期接種の経過措置の延長、並びに、風疹の公的な予防接種を受けていない男性に抗体検査及び予防接種を無料で実施するための経費を計上、その財源として、国庫補助金を、その他では、「温泉を活用した健康寿命延伸モデル事業」のモデル地域に指定されたことに伴い、プログラムの創出とデータの収集に要する委託料を計上、その財源として、県補助金を計上しているとの説明がなされました。

教育政策課関係では、学校体育館の床の補修及び照明のLED化等に要する施設整備工事費を計上、歳入として、地方債を計上しているとの説明がなされました。

委員から、LED化の今後の計画について質疑がなされ、

当局から、年次計画に基づき、整備をしていきたいとの説明がなされました。

学校教育課関係では、立命館アジア太平洋大学と連携し、小中学生が留学生等と英語で交流する機会を創出するグローバル人材育成推進事業において、参加学生等謝礼金などを計上、歳入として、体験留学参加費を、その他では、旧総合教育センターの施設解体工事費等を計上、歳入として、地方債を計上しているとの説明がなされました。

委員から、留学生への謝礼金について、ボランティアで携わる方もいるので、整合性を図るように、との意見がなされました。

他の委員からは、交流だけでなく、英語力をしっかり身につけさせてほしい、との意見もなされました。

社会教育課関係では、旧別府市文化会館、及び、春木川ふれあい交流センターの広場整備に伴い、中須賀東町公民館の施設解体工事費等を計上、歳入として、地方債を計上しているとの説明がなされました。

スポーツ健康課関係では、部活動指導員活用事業として、鶴見台中学校に他校の生徒も参加できる「ラグビーフットボール部」を設置するための経費として部活動指導員報酬等を計上、その財源として、国庫及び県補助金を計上しているとの説明がなされました。

委員から、部活動の将来性について質疑がなされ、

当局から、生徒数の減少により、部活動の継続は難しい面もあるが、今回のラグビー部は複数校の生徒が集まって活動するモデル事業として取り組んでおり、ワールドカップを契機に興味を持ってもらうことで、継続性のあるものにしたとの説明がなされました。

他の委員からは、民間団体と連携するように、との意見もなされました。

以上の補正予算議案の採決におきまして、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

つぎに、条例改正議案及びその他の議案についてであります。

『議第49号 別府市立学校規模適正化審議会条例の一部改正について』では、事務局の名称を「別府市教育庁」から「別府市教育部」に変更することに伴う条例改正であるとの説明がなされました。

つぎに、『議第51号 別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について』では、省令の一部が改正され、放課後児童支援員の認定資格研修について、都道府県知事に加え指定都市の長が実施できるとされたこと、並びに放課後児童健全育成事業における対象児童に園児を含めること等の経過措置の期間を5年間延長することに伴い、条例を改正するものであるとの説明がなされました。

つぎに、『議第52号 別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について』では、省令の一部改正により、連携施設の確保をしないことができる期間を5年間延長すること等に伴い、条例を改正するものであるとの説明がなされました。

つぎに、『議第53号 大所飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について』では、消費税等の税率引き上げ、並びに、臨時給水の料金見直しに伴う条例改正であるとの説明がなされました。

つぎに、『議第63号 市長専決処分について』では、地方税法施行令等の一部改正により、国民健康保険税の基礎課税額の上限及び減額基準の見直しについて、条例の改正を専決処分したものであるとの説明がなされました。

つぎに、『議第64号 市長専決処分について』においても、介護保険法施行令の一部改正により、低所得者の保険料の軽減について、条例の改正を専決処分したものであるとの説明がなされました。

以上4件の条例改正議案、及び、2件のその他の議案のうち、議第53号において、一部の委員から、反対する旨の意思表示がなされましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決し、

その他の5件については、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決・承認すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。